

プリントパック社の違法性を 厳しく断罪

組合結成で配置転換
向日市の印刷会社に
府労働委救済命令
府労働委員会は19日、印
刷会社「プリントパック」
(向日市)に、男性正社員
2人が労働組合を結成した
直後に配置転換し、賞与と
昇給分のほとんどを支給し
なかったのは不当として、
差額分を支払うよう求めた
救済命令を出した。
命令書によると、2人は
平成25年10月、労働組合を
結成し、11月に会社に通告
した直後、配置転換とな
り、26年7月賃金改訂後で
も一部を除いて昇給はな
く、賞与も一部を除き支給
されなかったという。府労
働委員会は不支給は組合を
結成したための不利益扱い
と認定。非組合員の平均値
に基づき再査定し、月額お
よび賞与の差額を支払うよ
うを命じた。

プリントパックに
不当労働行為救済命令
府労働委員会は19
日、印刷会社「プリン
トパック」(本社・向
日市)に対して、社員
の組合加入を理由にボ
ーナスを支払わず、昇
給もしなかったとし
て、実際に得られたは
ずの金額との差額を支
払うよう救済命令書
を出した。組合加入に
よる不利益扱いに該
当する」と断じた。
不当労働行為を申し
立てたのは印刷業界の
労働組合に加盟する男
性社員2人。命令書に
よると、同社は、通常
10万〜20万円程度のボ
ーナスを毎年6000
円程度の昇給を得て
いた2人に、14〜15年
はボーナスを支給せず、
昇給もほとんどしな
かった。男性社員の1人
は「命令をきかずに
是正されるようにして
いきたい」と述べた。

2016.07.20 毎日(朝/京都版)

産経(京都)

2016年(平成28年)7月20日(水曜日) 京都版
労働組合結成で異動、待遇差
府労委、差額の支払い命令
印刷会社「プリントパッ
ク」(向日市)で、労働組合
の結成直後に異動を命じら
れ、昇給や賞与で他の社員
と差別されたとして、社員
2人が給与支払いなどを
求めた申し立てについて、
府労働委員会は19日、同社
の不当労働行為を認定し、
給与と賞与について他の社
員への平均支給額との差額
を支払うよう命令した。
命令書によると、2人は
2013年10月に労働組を結
成。11月に勤務体制の改善
などを会社側に求めたが、
直後に他の職場に異動とな
った。14年7月には従業員
平均で月5000円以上の
昇給があり、その後ボナ
スも3回あったが、1人は
不支給で、別の1人もほと
んどが支給されなかった。

向日市の印刷会社
不当労働行為認定
府労働委救済命令
京都府労働委員会は19
日、印刷通販「プリントパ
ック」(向日市)が社員2
人を昇給させず、賞与も支
払わなかったのは労働組合
への加入を理由とした不当
労働行為と認定し、再度査
定・算定した上で、差額を
支払うこととする救済命令
を同社に出した。
命令書によると、同社は
労働組の中山悠平分会長(33)
ら2人が労働組加入を通知し
た2013年11月以降、賃
金改定時に1人は昇給させ
ず、もう1人も500円の
みの昇給とした。3回あっ
た賞与も1人には支給せ
ず、別の1人も1回3万円
のみ支給した。労働組加入前

について「組合活動の制限や
組合の弱体化を意図して行
われた」と判断した。同社
は「当社の主張が理解され
ず、誠に残念」とのコメン
トを出した。
府労委は、同社の対応に
ついて「組合活動の制限や
組合の弱体化を意図して行
われた」と判断した。同社
は「当社の主張が理解され
ず、誠に残念」とのコメン
トを出した。

2016.07.20 京都(朝/地域総合)

労働組加入が理由
社員不利益扱い
プリントパック社
京都府労働委員会は19
日、インターネットで注文
を受ける印刷会社のプリン
トパック(京都府向日市)
が、社員の労働組合加入を
理由に適正な賃金や賞与を
支払わなかったのは不当勞
働行為にあたるとして、同
社に支払いを命じた。
命令書によると、社
員2人は2013年10月、
全国印刷出版産業労働組
合総連合会の「プリント
パック京都分会」を結成。
14〜15年、同社から昇給

をしなかったり賞与を支給
しなかったりと不利益な扱
いをされた」と主張。同社
は、法定の終業時刻に退社
するという組合の方針に従
うなどとして、2人の総労働
時間は他の従業員より明ら
かに少ないなどと反論して
いた。
命令を受け、同社は「主
張がご理解いただけず誠に
残念」とコメント。中央勞
働委員会に再審査を申し立
てる意向を示した。

2016.07.20 朝日(社会)

7/22 全国同時
アクション!!